

令和6年10月18日

第5回
調布市下水道事業経営戦略
改定検討に係る専門委員会

使用料体系の考え方②

目次

1	前回の振返り.....	1
	(1) 使用料水準の在り方	1
	(2) 使用料体系の考え方.....	1
2	本日の検討事項.....	2
3	使用料体系改定のポイント.....	3
	(1) 使用料区分の見直し（前提条件）.....	3
	(2) 経営の安定性の向上	3
	(3) 公平性への配慮	3
4	使用料体系の改定パターン.....	4
	(1) パターン検証.....	4
	【パターン 1】均等改定	4
	【パターン 2】固定的経費 = 基本使用料	5
	(2) 改定の方向	5
	<参考パターン>	7
5	標準世帯の月額使用料（イメージ）.....	10

1 前回の振り返り

(1) 使用料水準の在り方

安定した下水道事業経営のためには、改定経営戦略における計画期間の最終年(令和16年度)に次の目標値を満たす水準とする。

【目標値】	経常収支比率:100% , 経費回収率:100% , 現預金残高:18億円
【試算結果】	29.8% (令和5年度決算を踏まえた使用料改定)

(2) 使用料体系の考え方

○ 二部使用料制 → 継続

従量使用料に基本使用料を併置することで経営の安定性を高める。

○ 基本使用料 → 固定的経費に充てる割合を高める

固定的経費となる「需要家費」と「固定費」について可能な限り、基本使用料で回収することにより、経営の安定性を高める。

汚水処理費 (= 使用料対象経費)		
需要家費 (15%)	固定費 (28%)	変動費 (57%)
排出量に関係なく 利用者数に比例して かかる経費 ○下水道使用料 徴収委託料	水量や利用者数に関係なく 下水道施設の規模に応じて かかる経費 ○減価償却費 ○企業債支払利息 等	水量に応じて変動する経費 ○流域下水道維持管理負担金 ○光熱水費 等
本来		
基本使用料 (43%)		従量使用料 (57%)
需要家費と固定費相当額を基本使用料として賦課すると、基本使用料の割合が極めて大きくなる。		
現状		
基本使用料 (30%)	従量使用料 (70%)	不足分
現状は、「需要家費 + 固定費」の一部を基本使用料として、他を従量使用料として賦課している。		

○ 基本水量制 → 継続

継続とする。ただし、基本水量の範囲(現行:0m³~10m³)については検討する。

○ 累進度

【基本使用料を含めた累進度】 → (類似団体比較において)累進度を低くする。

【従量使用料のみの累進度】 → 現行の低水準を維持しつつ、使用者の分布等を考慮して使用料体系を設定する。

2 本日の検討事項

○ 使用料体系の検討

前回の委員会で試算された 下水道使用料水準29.8% という改定率は、使用料算定期間となる、令和8年度から令和12年度の5年間の下水道使用料総額(目標)から、1年分の下水道使用料水準を算出したもので、金額で表すと22億4867万5千円の使用料収入が必要との結果となりました。

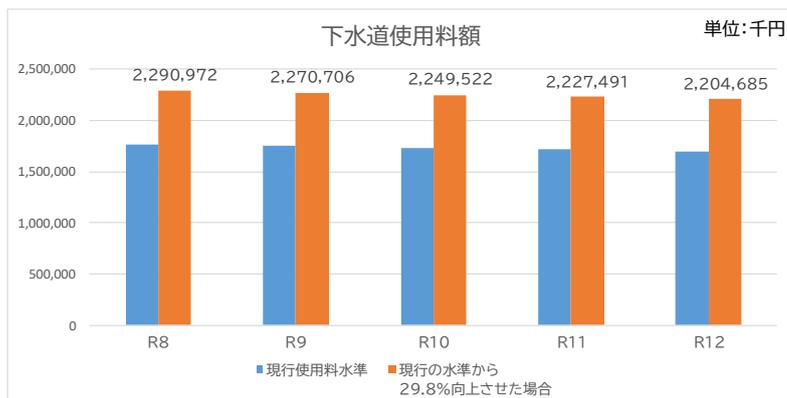
本日は、この目標額を満たす区分ごとの使用料(使用料体系)の在り方について、委員の皆様のご意見をお聞かせください。

使用料算定期間(5年間) 単位:千円

	R5 (決算値)	~	R8	R9	R10	R11	R12	合計
現行使用料水準	1,812,435	~	1,765,019	1,749,406	1,733,085	1,716,113	1,698,542	8,662,165
現行の水準から 29.8%向上させた場合		~	2,290,972	2,270,706	2,249,522	2,227,491	2,204,685	11,243,376
差額			525,953	521,300	516,437	511,378	506,143	2,581,211

「使用料算定期間」の目標額: 2,248,675千円 / 年

29.8% 増



3 使用料体系改定のポイント

前回委員会のご意見等を踏まえて次の点を考慮して使用料体系を検証しました。

(1) 使用料区分の見直し <前提条件>

① 基本水量を「10m³」から「8m³」への見直し

一人世帯の「1カ月の平均水量」は8m³であることから、平均より多く使用する場合は従量使用料区分で相応の負担とします。 ※一人世帯で9m³・10m³使用した場合と11～20m³使用した場合の負担の公平性を確保する。

② 使用料区分「21m³～50m³」の分割

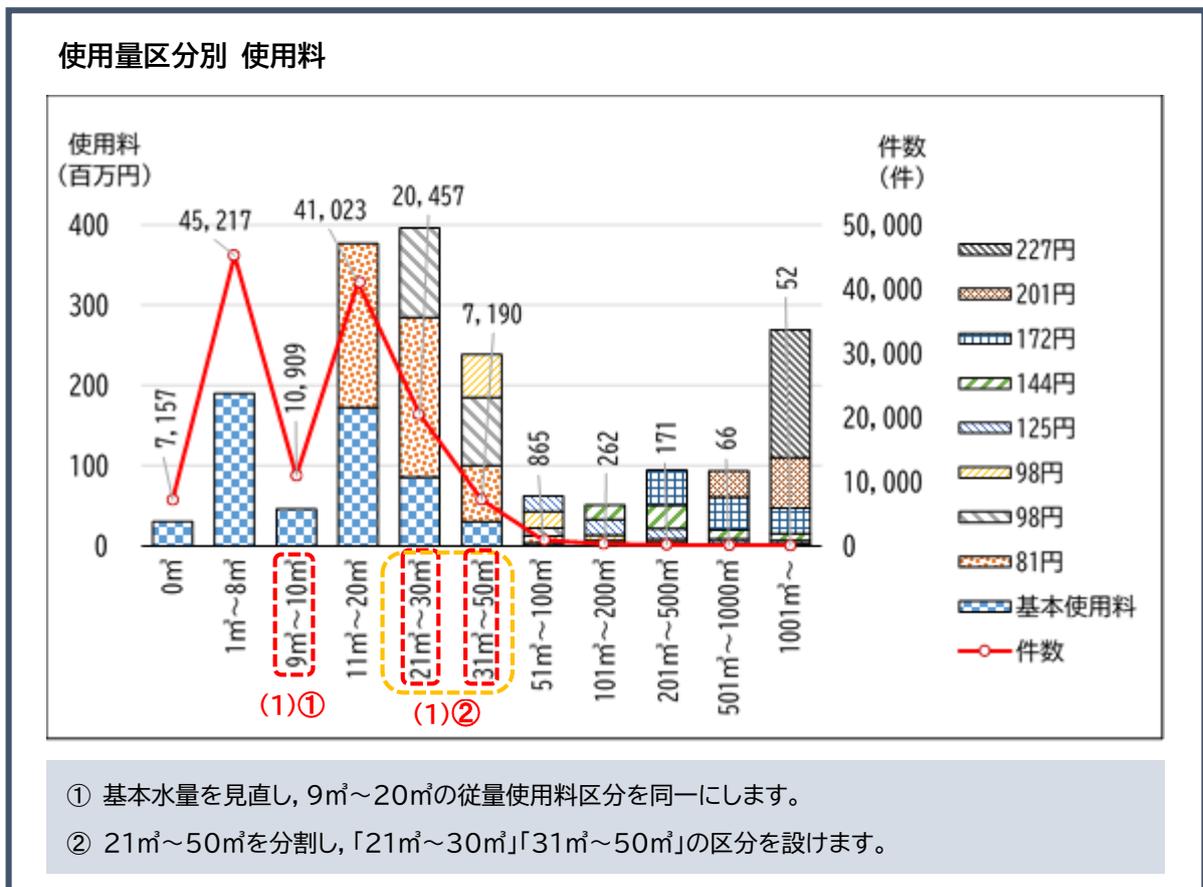
一般家庭からの汚水排出量はおおよそ30m³以内であることから、「21m³～50m³」の使用料区分を「21m³～30m³」と「31m³～50m³」に分割し、一般家庭に配慮した使用料を設定します。

(2) 経営の安定性の向上

低廉であった基本使用料区分の改定率を高めることで、基本使用料の割合を固定的経費の割合に近づけ「経営の安定性」を高めます。

(3) 公平性への配慮

基本使用料区分の改定率を高めることで、累進度を緩和し、公平性に配慮します。



4 使用料体系の改定パターン

(1) パターン検証

使用料体系の在り方を考える上で、まず始めに、現行使用料に一定の改定率を乗じた体系(パターン1)と、固定的経費を基本使用料で回収する体系(パターン2)の2つの特徴的なパターンで検証を行いました。

【パターン1 均等改定】

現行の全区分に同率をかけて改定単価を算出しました。改定率は19.6%と、使用料水準の改定率29.8%より約10ポイント低下しました。「9㎡・10㎡」区分が基本水量の変更により従量使用料となったことが要因です

この均等改定では、基本使用料の割合は29.7%と現使用料体系より2.5ポイント減少しており、経営の安定性が損なわれる結果となりました。

(消費税抜)

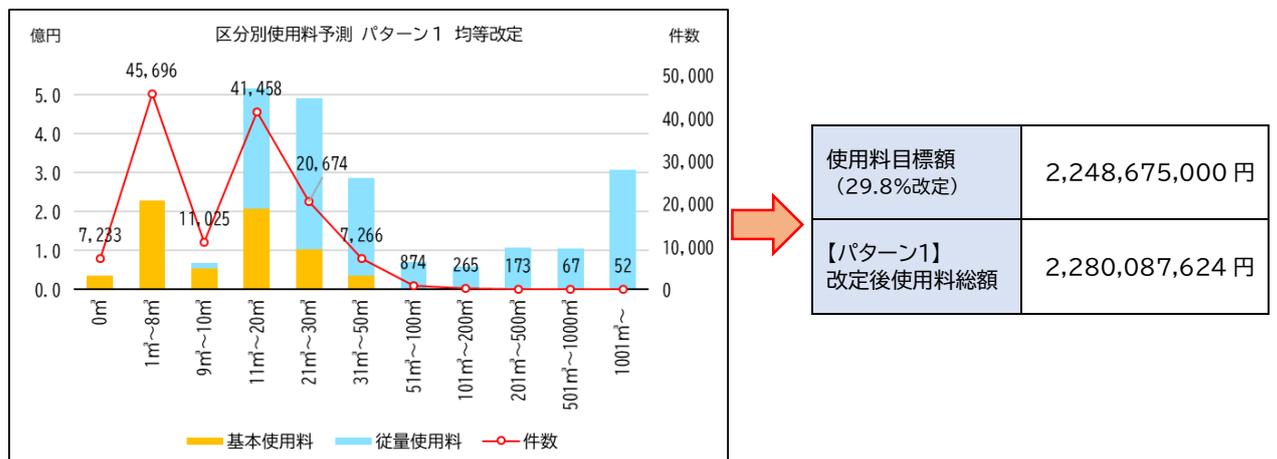
区分	現行単価		改定単価	引上げ額	改定率
0㎡~8㎡	350	→	419	69	19.6%
9㎡~10㎡		→	97	62	177.8%
11㎡~20㎡	81	→	97	16	19.6%
21㎡~30㎡	98	→	117	19	19.6%
31㎡~50㎡		→	117	19	19.6%
51㎡~100㎡	125	→	150	25	19.6%
101㎡~200㎡	144	→	172	28	19.6%
201㎡~500㎡	172	→	206	34	19.6%
501㎡~1000㎡	201	→	240	39	19.6%
1001㎡~	227	→	271	44	19.6%

基本使用料収入の割合
32.2% → 29.7%

従量使用料収入の割合
67.8% → 70.3%

※1 「9・10㎡」区分の「引上げ額」及び「改定率」は、現行基本使用料を1㎡あたりの使用料に換算して算定
 ※2 従量使用料は1㎡あたりの単価

○ 使用料区分別 使用料予測



【パターン2 固定的経費 = 基本使用料】

固定的経費(需要家費+固定費)の全額を基本使用料で回収する使用料体系となります。

「経営の安定性」を確保する上では理想的な使用料体系となるとともに累進度は改善されるものの、基本使用料が256円(改定率73%)増となる606円となる一方、「11㎡」以上の区分は従量使用料の引上げは少なく、少量使用者に過度の負担を強いる使用料体系となりました。

(消費税抜)

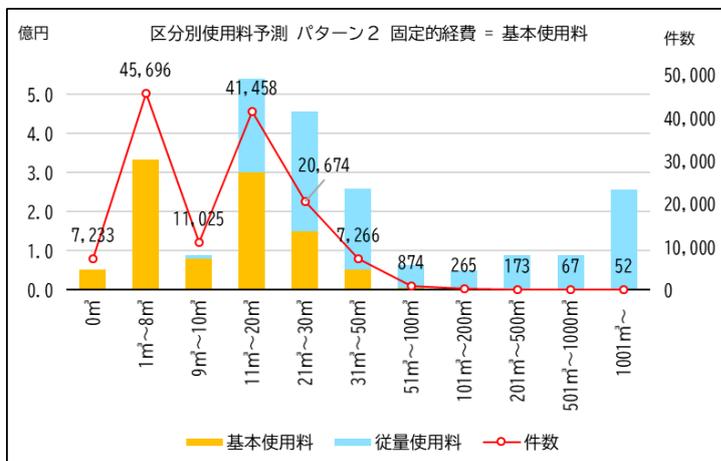
区分	現行単価		改定単価	引上げ額	改定率
0㎡~8㎡	350	→	606	256	73.0%
9㎡~10㎡	※2	→	75	※1 40	113.8%
11㎡~20㎡	81	→	75	-6	-7.7%
21㎡~30㎡	98	→	98	0	0.0%
31㎡~50㎡	98	→	106	8	7.8%
51㎡~100㎡	125	→	125	0	0.0%
101㎡~200㎡	144	→	144	0	0.0%
201㎡~500㎡	172	→	172	0	0.0%
501㎡~1000㎡	201	→	201	0	0.0%
1001㎡~	227	→	227	0	0.0%

基本使用料収入の割合
32.2%→43.0%

従量使用料収入の割合
67.8%→57.0%

※1 「9・10㎡」区分の「引上げ額」及び「改定率」は、現行基本使用料を1㎡あたりの使用料に換算して算定
 ※2 従量使用料は1㎡当たりの単価

○使用料区分別使用料予測



使用料目標額 (29.8%改定)	2,248,675,000 円
【パターン2】改定後使用料総額	2,280,470,632 円

(2) 改定の方向

「パターン1・2」の検証から見えてきた改定の方向は次のとおりです。

方向1 基本水量の変更に伴う少量使用者の負担を軽減する

「9^m・10^m」区分を基本使用料から従量使用料へ変更したことにより、9^m以上の少量使用者は比較的大きな影響を受けることから、従量使用料の最小区分となる「9^m～20^m」区分はマイナス改定も含めて検討する。

方向2 一般家庭に配慮した調整を加える

基本水量を「10^m」から「8^m」に変更したことに加えて、基本使用料が相対的に高水準の改定率となることから、新たな区分「21^m～30^m」の改定率は極力抑える。

方向3 都内類似団体の使用料体系を参考にする

都内類似団体の使用料体系と地域的な均衡が保たれるよう配慮する。

<参考パターン>

「4(2)改定の方角」を加味した場合の使用料体系のイメージは次のとおりです。

最終的な使用料体系は、下水道使用料改定時の経営状況等に基づき、改めて使用料水準の改定率を算定したのちに確定します。

○ 経営の安定性の向上

経営の安定性を向上させるため、都内類似団体を参考に基本使用料を160円引上げ、510円に設定しました。その結果、基本使用料の割合は4.0ポイント増となる36.2%となりました。ただし、固定的経費(需要家費+固定費)の割合43%には不足しています。

区分	現行単価	改定単価	引上げ額	改定率
0㎡~8㎡	350	510	160	45.6%
9㎡~10㎡	81	73	38	108.5%
11㎡~20㎡			-8	-10.0%
21㎡~30㎡	98	113	15	15.0%
31㎡~50㎡			26	27.0%
51㎡~100㎡	125	159	34	27.0%
101㎡~200㎡	144	183	39	27.0%
201㎡~500㎡	172	218	46	27.0%
501㎡~1000㎡	201	255	54	27.0%
1001㎡~	227	288	61	27.0%

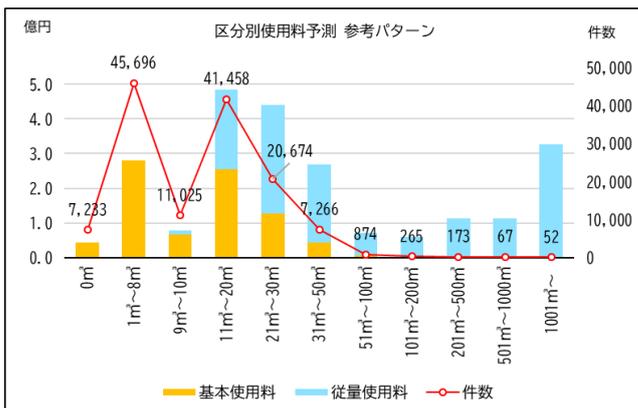
(消費税抜)

基本使用料の割合
32.2%→36.2%

従量使用料の割合
67.8%→63.8%

※1 「9・10㎡」区分の「引上げ額」及び「改定率」は、現行基本使用料を1㎡あたりの使用料に換算して算定
 ※2 従量使用料は1㎡あたりの単価

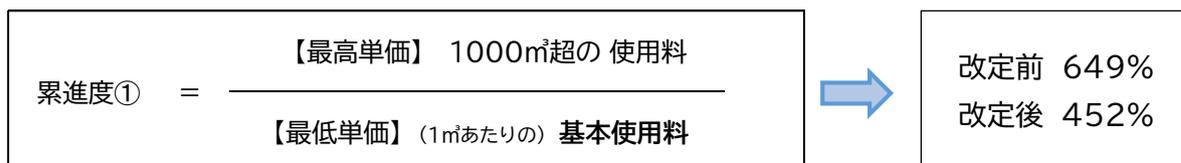
【使用料区分別使用料予測】



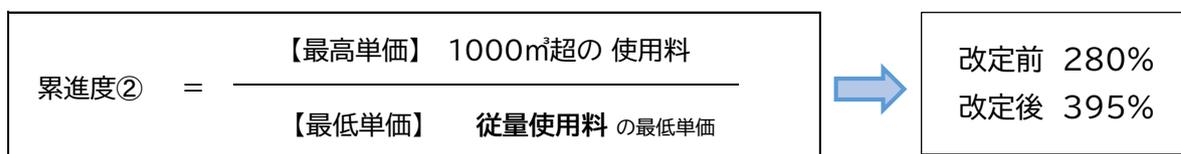
使用料目標額 (29.8%改定)	2,248,675,000 円
【参考パターン】 改定後使用料総額	2,278,636,566 円

○ 公平性への配慮

基本使用料を含めた累進度は低下したため、一定程度の公平性は図られました。一方、従量使用料のみの累進度は上昇しましたが、都内の類似団体間では平均的な数値となっています。

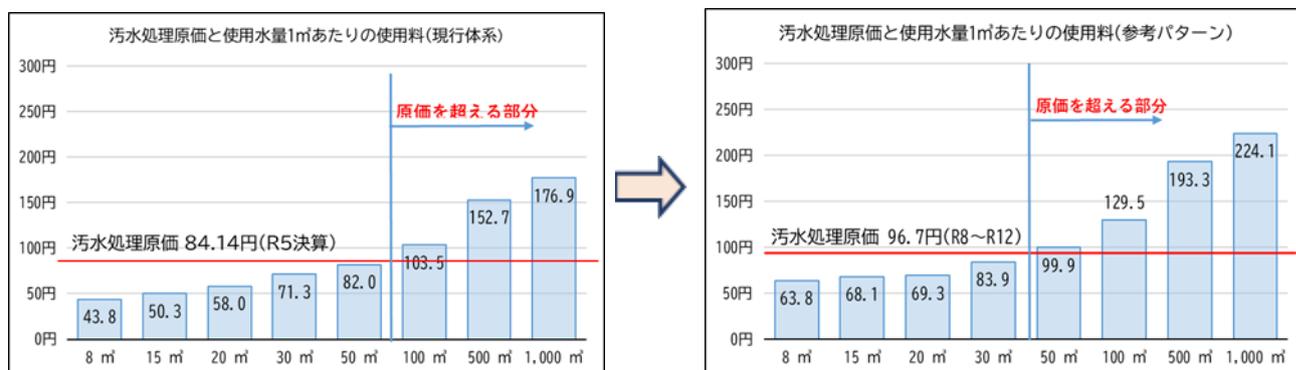


※基本使用料を基本水量で割り、1 m³あたりの基本単価を算出し、それを最低単価とした場合の累進度



○ 汚水処理原価からみる使用料区分の妥当性

使用者間の負担額のバランスを整える目安として、使用料が多額となっている(P3参照)区分(21m³~30m³)の1m³あたりの単価を原価相当額に設定できないか検討しましたが、経費の増加に伴う原価の上昇などにより、仮に、参考パターンのおり改定してもなお、30m³以下の使用者は原価よりも低い使用料単価となります。



○ 類似団体との比較

類似団体と比較して、いずれの区分においても過度な使用料設定にならないよう配慮しました。

(消費税抜き)

団体名	区分									適用 年月日	
	8m ³ まで ※1	20m ³ まで	30m ³ まで	50m ³ まで	100m ³ まで	200m ³ まで	500m ³ まで	1000m ³ まで	1000m ³ 超		
	(1 m ³ に つ き)										
調布市 (参考パターン)	510	73	113	124	159	183	218	255	288		
類似 団体	国分寺市 ※1	545	100	115	125	170	200	240	280	330	H16.1
	武蔵野市	509	52	68	78	89	104	120	146	203	R6.4
	西東京市	410	88	126	157	189	239	283	306	328	H23.10
	三鷹市 ※2	400	62	86	97	126	144	204	245	283	H26.4
	小金井市	350	70	105	120	135	170	210	250	290	H31.4

※1 国分寺市は、基本水量は10m³となっています。

※2 三鷹市は2000m³以上の区分を設定していますが省略しています。

※3 月額使用料の算定は調布市と同じ計算式としています。

5 標準世帯の月額使用料（イメージ）

「参考パターン」に基づいて試算した場合、世帯人数別の平均使用水量に対する月額使用料は次のとおりです。

(消費税込)

世帯人数	使用水量	現行使用料		改定使用料	引上げ額
1人	8m ³	385	⇒	561	176
2人	15m ³	830	⇒	1,123	293
3人	20m ³	1,276	⇒	1,524	248
4人	23m ³	1,599	⇒	1,897	298
5人	28m ³	2,138	⇒	2,519	381
事業者	50m ³	4,510	⇒	5,495	985
	100m ³	11,385	⇒	14,240	2,855
	500m ³	83,985	⇒	106,310	22,325
	1,000m ³	194,535	⇒	246,560	52,025
	10,000m ³	2,441,835	⇒	3,097,760	655,925

<参考> 世帯人員別「1か月の平均使用水量」の目安

世帯人員 [◇]	使用水量 [◇]
1人 	8m ³ [◇]
2人 	15m ³ [◇]
3人 	20m ³ [◇]
4人 	23m ³ [◇]
5人 	28m ³ [◇]

参考「令和2年度東京都生活用水実態調査」

○ 類似団体比較

(消費税込)

団体名		月額使用料				
		8㎡ 1人世帯相当	15㎡ 2人世帯相当	20㎡ 3人世帯相当	23㎡ 4人世帯相当	28㎡ 5人世帯相当
調布市		561	1,123	1,524	1,897	2,519
類似団体	国分寺市	599	1,149	1,699	2,079	2,711
	武蔵野市	559	960	1,246	1,470	1,844
	西東京市	451	1,128	1,612	2,028	2,721
	三鷹市	440	917	1,258	1,542	2,015
	小金井市	385	924	1,309	1,655	2,233

【月額使用料の比較グラフ】

上記の表をグラフで示すと次のとおりです。

